

低未利用土地確認申請書

添付図書一覧表（正・副の2部提出）

【留意事項】

- 市都市計画課では低未利用土地等確認書の交付のみを行います。その他の必要書類や控除全般については税務署に直接お問い合わせください。
 - 低未利用土地の確認について、当該地が農地の場合は、事前にご相談ください。
 - 確認書の発行は、他法令による規制等を免れることを意味するものではありません。
- また、譲渡後の利用が関係法令等に適合しない場合など、確認書が交付できない場合もあります。

令和5年4月

No.	図書の名称	確認事項
1	低未利用土地等確認書 (別記様式①-1)	<ul style="list-style-type: none">申請者（売主）が個人であること。土地の所在が三島市内であること。譲渡日が令和2年7月1日から令和7年12月31日の間であること。
2	委任状	<ul style="list-style-type: none">本人以外が申請する場合に添付すること。代理申請等において金銭の授受が生じる場合の<u>委任を受ける者は、行政書士等の受任資格者に限る。</u>申請者の自署・認印、または申請者の自署がない場合は実印と印鑑証明が添付されていること。
3	位置図	<ul style="list-style-type: none">縮尺1/2,500以上が望ましい。申請地を明示すること。
4	公図写	<ul style="list-style-type: none">正本には原本を添付、副本はコピーでも可。転写の場合は転写の日、場所、転写した者の氏名・押印があること。申請地を明示すること。
5	土地登記簿謄本 (土地の全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none">正本には原本を添付、副本はコピーで可。<u>譲渡の年の1月1日において申請者の所有期間が5年を超えていること。</u>申請者と所有者が同一であること。<u>当該土地が一筆であって、前年または前々年に分筆していた場合は、本特例措置の適用を受けていないこと。</u>
6	売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">売主が個人であること。引渡日または売買契約日が申請書の譲渡日と同一であること。

7	低未利用土地であることの確認書類	原則、次の(1)～(3)の <u>いずれかを提出</u> すること。 ただし、(1)～(3)を確認する書類が提出できない場合は、(4)を提出すること。
	(1)現況更地・空き家・空き店舗である旨の広告	1 宅地建物取引業者が現況更地、空き家または空き店舗の広告を出していること。
	(2)電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類	1 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること。
	(3)所在市等が運営する空き地・空き家バンクへの登録が確認できる書類	1 当市では空き地・空き家バンクの運営をしていない。
	(4)その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 (別記様式①-2)	<p>・上記(1)～(3)を確認する書類が提出できない場合に提出</p> <p>1 別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する旨を確認すること。</p> <p>2 写真(2方向以上)と併せて現地調査やヒアリングを行い、低未利用土地等であることを確認すること。</p>
8	譲渡後の利用についての確認書類	原則、次の((1)または(2))の <u>いずれかを提出</u> すること。 ただし、(1)及び(2)を提出できない場合は、(3)を提出すること。
	(1) 別記様式②-1	1 必要事項が全て記入されていること。
	(2) 別記様式②-2	1 必要事項が全て記入されていること。
	(3) 別記様式③	<p>・取引後、時間が経過し買主の署名が得られない場合など、 <u>上記(1)または(2)を提出できない場合に提出</u></p> <p>1 必要事項が全て記入されていること。</p>
9	返信用封筒及び切手	<p>1 <u>確認書の受取りを郵送で希望する場合に提出</u>すること。</p> <p>2 「返信郵送分の切手を貼付し、送付先の住所を記入」した封筒であること。</p> <p>3 副本一式を郵送するに足る金額分の切手が貼付けられていること。</p>

【提出先】

〒411-8666

静岡県三島市北田町4番47号 三島市 計画まちづくり部 都市計画課 土地対策係
電話 055-983-2632(直通) メールアドレス toshikei@city.mishima.shizuoka.jp